

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 8147-1（以下、第 1 部）の規定による。） ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 16 16.1 箇条 17 17.1 17.2 箇条 23 23.1	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。（ただし、第 1 部箇条 20、附属書 B、I、L、O 及び JA 規定を除く。） 箇条 16 故障状態 16.1 出力電流は、規定の状態の下で、製造業者によって指定した公称値の 1.5 倍を超えてはならない。 箇条 17 構造 17.1 クラス II 構造の独立形のインバータ又は変換器を使用してはならない。 17.2 インバータ又は変換器の出力端子と放電管との間のケーブルは、製造業者が指定したタイプのものであって、規定の動作に適していなければならない。 箇条 23 無負荷出力電圧又は二次電圧、及び出力電流又は二次短絡電流 23.1 無負荷出力電圧又は二次電圧 インバータ又は変換器の無負荷出力電圧又は二次電圧は、	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二條 第2項 続き				23.2	<p>規定の値を超えてはならない。</p> <p>23.2 出力電流又は二次短絡電流</p> <p>インバータ又は変換器の出力電流又は二次短絡電流は、規定の値を超えてはならない。</p>	
第三條 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 15 15.3 箇条 19 19.1 19.2 19.5.2	<p>第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。（ただし、第1部附属書B、I及びLの規定を除く。）</p> <p>箇条 15 異常状態</p> <p>15.3 インバータ又は変換器は、異常状態で動作した際に安全を損なうような欠陥があってはならない。</p> <p>箇条 19 保護回路</p> <p>19.1 出力回路を接地端子に接続するインバータ又は変換器は、出力回路に地絡が発生した場合、インバータ又は変換器の出力を停止する地絡保護をもたなければならない。</p> <p>19.2 出力回路を接地端子に接続するインバータ又は変換器が開路保護をもつ場合、出力回路において開路又はネオン管の破損があったとき、この開路保護は、インバータ又は変換器の出力を停止しなければならない。</p> <p>19.5.2 偶発的な接触</p> <p>高電圧回路と大地との間で偶発的に接触が発生した場合、地絡保護装置は、インバータ又は変換器の出力を停止しなければならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 1 項 続き				19.5.3  19.6.2  19.6.3	19.5.3 地絡保護装置 地絡保護装置は、適切に動作しなければならない。  19.6.2 運転停止上限 運転停止上限を超えた場合、開路保護装置は、インバータ又は変換器の出力を停止しなければならない。故障状態は、出力回路に接続しているセンサ又は他の適切な手段によって検出しなければならない。  19.6.3 開路保護装置 開路保護装置は、適切に動作しなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7  7.1	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。（ただし、第 1 部附属書 B、I、O 及び JA の規定を除く。）  箇条 7 表示  7.1 表示する項目  インバータ及び変換器は、次の項目を表示しなければならない。  ー独立形のインバータ及び変換器の場合、高電圧の警告表示、及び JIS Z 9101 の図 1（禁止標識のレイアウト必要条件）と、IEC 60417 の記号 5036(2002-10)とを組み合わせた図記号  ータイプ A、タイプ B 又はタイプ C のいずれかの表示	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作用電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>－屋内用の場合、屋内用である旨の表示</li> <li>－一次の公称電気的特性               <ul style="list-style-type: none"> <li>1)定格無負荷出力電圧</li> <li>2)定格負荷の出力電流</li> </ul> </li> <li>7.2 該当する場合に表示する情報</li> <li>該当する次の情報を、インバータ若しくは変換器に記載するか、又は製造業者のカタログなどに記載しなければならない。               <ul style="list-style-type: none"> <li>－インバータ又は変換器を複数の別個のユニットで構成する場合、出力を供給するユニットに対して、直流電源、又はコンデンサなどの他の附属するユニットについての必要な情報</li> <li>－インバータ又は変換器に推奨されている管の種類、数、直径及び長さ</li> <li>－インバータ又は変換器に一体形のリード線がない場合、推奨ケーブルタイプ及び最大ケーブル長の（端部）詳細</li> <li>－適切な取付面及び推奨取付構成の詳細</li> <li>－該当する場合、インバータ又は変換器の出力巻線との接続などを含む、接地構成の詳細</li> <li>－インバータ又は変換器に組み込んだ保護回路の詳細</li> <li>－定格出力周波数</li> </ul> </li> </ul>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				附属書 JA  JA.3	附属書 JA 追加の安全性要求事項  JA.3 接地用電線をもつインバータ又は変換器 接地用電線及び口出し線は、緑と黄との配色によって識別するか、又は容易に消えない方法で接地用である旨を表示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8  箇条 9  箇条 22	箇条 8 端子 ねじ端子及びねじなし端子は、耐食性のある端子でなければならない。（第 1 部箇条 8 の規定による。）  箇条 9 保護接地 ー保護接地 ねじ又はその他の接地用端子の部品は、黄銅若しくはこれと同等以上の耐食性をもつ金属、又はさびない表面をもつ材料でなければならない。（第 1 部 9.1 の規定による。） ー機能接地 機能接地端子は、耐食性のあるものでなければならない。（第 1 部 9.2 の規定による。） ー独立形ランプ制御装置の接地 接地用口出し線は、容易に腐食し難い金属線でなければならない。（第 1 部 9.5.1C の規定による。）  箇条 22 耐食性 腐食することによって、ランプ制御装置の安全性を損なう	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き					おそれのある鋼鉄製部品は、腐食に対して適切に保護して いなければならない。（第 1 部箇条 19 の規定による。）	
第五条	使用者及び使用 場所を考慮した 安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用され る場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は 物件に損傷を与えるおそれがないように設 計され、及び必要に応じて適切な表示をされ ているものとする。	■該当 □非該当	箇条 11	箇条 11 耐湿性及び絶縁性 ランプ制御装置は、規定の試験を満足する耐湿性をもっ ていなければならない。（第 1 部箇条 11 の規定による。）	
第六条	耐熱性等を有す る部品及び材料 の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定され る使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等 を有する部品及び材料が使用されるものと する。	■該当 □非該当	箇条 13	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。（た だし、第 1 部箇条 13、附属書 L 及び N の規定を除く。） 箇条 13 インバータ及び変換器に用いる巻線の熱耐久性試 験 インバータ、変換器又はそれらの支持部は、十分な熱耐久 性をもっていなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保 護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応 じ、感電のおそれがないように、次に掲げる 措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとと もに、必要に応じて、接近に対しても適切に 保護すること。	■該当 □非該当	附属書 JA JA.1.3	第 1 部の第七条第 1 項に該当する規定によるほか、次によ る。（ただし、第 1 部附属書 I 及び O の規定を除く。） 附属書 JA 追加の安全性要求事項 JA.1.3 X 形取付方法で、クランプねじを接触又は電氣的 に接触しやすい金属部品に接続している場合、ケーブル又 はコードは、コード止めのクランプねじに接触させてはな らない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 1 号 続き				JA.1.4	JA.1.4 M 形、Y 形及び Z 形の取付方法で、コード止めのクランプねじが可触である、又は可触金属部品と電氣的に接続している場合、ケーブル又はコードはクランプねじに接触させてはならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9  箇条 10 10.1  箇条 11	第 1 部の第七 条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。（ただし、第 1 部附属書 L の規定を除く。） 箇条 9 保護接地 タイプ B のインバータ又は変換器の接地端子は、次の場合を除き、出力回路の一部に接続しなければならない。 ー 接地端子が、地絡電流を検出するための手段を介して出力回路の一部に接続されている場合 ー 接地端子が、出力回路のどことも直接的な接続がなく、例えば、該当する出力回路部分は、内部回路によって接地電位を基準としている場合 箇条 10 充電部との偶発接触からの保護 10.1 電源を遮断した後に、インバータ又は変換器の出力回路の端子間において残留電荷が 45 $\mu\text{C}$ を超えてはならない。 箇条 11 耐湿性及び絶縁性 タイプ A のインバータ又は変換器では、出力端子と、インバータ又は変換器のきょう（筐）体表面上のあらゆる箇	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2号 続き					所に置いた 100 cm <sup>2</sup> 以上の面積の金属はくとの間の静電容量が、50 pF を超えてはならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.2  箇条 14 14.4 14.4A  箇条 18 18.1	第1部の第八條に該当する規定によるほか、次による。(ただし、第1部箇条 13、附属書 I、L、N 及び O の規定を除く。) 箇条 10 充電部との偶発接触からの保護 10.2 インバータ又は変換器の出力回路の一部を接地接続していない場合、又は内部回路によって接地（電位）を基準としていない場合、入力回路と出力回路との間の絶縁バリアは、二重絶縁又は強化絶縁で構成しなければならない。 箇条 14 通常状態 14.4 試験中に、関連する部品（巻線、電線の絶縁物）の温度は、JIS C 8105-1 の表 12.1 (12.4.1 の試験条件における主要部分の最高温度) に示す値を超えてはならない。 14.4A 試験後、第1部の箇条 11 に従って絶縁抵抗を測定し、その規定を満足しなければならない。 箇条 18 沿面距離及び空間距離 18.1 出力回路の沿面距離及び空間距離は、インバータ又は変換器を、乾燥状態又は湿気がある状態のいずれの取付位	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				18.2	置であっても、規定の値以上でなければならない。 18.2 絶縁物を介しての距離は、絶縁の種類、印加される動作電圧、及び規定の事項に従って寸法を決めなければならない。機械的応力を受ける状態下にある場合には、更に耐電圧試験によって判定する。	
				附属書 JA	附属書 JA 追加の安全性要求事項	
				JA.1.3	JA.1.3 X 形取付方法でのコード止めは、次のとおり設計又は設置しなければならない。 ークラス I の変圧器であって、ケーブル又はコードの絶縁故障によって可触金属部品が充電部になる場合、絶縁材料製とするか、又は絶縁内張りで保護する ークラス II の変圧器の場合、絶縁材料製とするか、又はクラス II の変圧器の付加絶縁の要求事項に適合する絶縁によって可触金属部品から絶縁する	
				JA.1.4	JA.1.4 M 形、Y 形及び Z 形の取付方法の電源供給コードの線心は、クラス I の変圧器の場合は基礎絶縁の要求事項、及びクラス II の変圧器の場合は付加絶縁の要求事項に適合する絶縁によって、可触金属部品から絶縁しなければならない。	
				JA.1.5	JA.1.5 コード引張り試験中、沿面距離及び空間距離は、規定する数値を下回って減少してはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				JA.1.6	JA.1.6 電線が口出し線の場合には、規定の絶縁性能等をもたなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 14.4 箇条 15 15.3	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。(ただし、第 1 部附属書 L 及び O の規定を除く。) 箇条 14 通常状態 14.4 試験中に、関連する部品（取付面）の温度は、JIS C 8105-1 の表 12.1（12.4.1 の試験条件における主要部分の最高温度）に示す値を超えてはならない。 箇条 15 異常状態 15.3 インバータ又は変換器は、安全を損なう欠陥を生じたり、煙が発生したりしてはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 14.4 箇条 15 15.3	第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。(ただし、第 1 部附属書 B 及び L の規定を除く。) 箇条 14 通常状態 14.4 試験中に、関連する部品（外郭の可触部分）の温度は、JIS C 8105-1 の表 12.1（12.4.1 の試験条件における主要部分の最高温度）に示す値を超えてはならない。 箇条 15 異常状態 15.3 独立形のインバータ又は変換器の外側の表面の温度は、90℃を超えてはならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9	箇条 9 保護接地 ー独立形ランプ制御装置を経由した接地 接地用口出し線の開口は、滑らかな丸い面とりを施さなければならない。（第 1 部 9.5.1C の規定による。）	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 JA JA.1.1  附属書 C	第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。（ただし、第 1 部附属書 JA の規定を除く。） 附属書 JA（規定）追加の安全性要求事項 JA.1.1 一般要求事項 電源供給コードをもつインバータ又は変換器は、ケース内で接続している導体がねじれを含む張力から緩和されるように、かつ、導体の絶縁を摩耗から保護するように、コード止めを備えなければならない。 附属書 C 過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要求事項 熱的保護手段は、ランプ制御装置と一体であり、機械的損傷から保護した位置に設置しなければならない。（第 1 部 C.3.1 の規定による。）	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項 続き						損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.3	箇条 19 保護回路 19.3 地絡又は開路によってインバータ又は変換器の保護装置が作動した後で、主電源のスイッチをオフするまでの間、保護装置は、作動したままの状態を維持しなければならない。主電源のスイッチを再びオンにした場合、保護装置は、自動的に復帰しなければならない。復帰時に、まだ地絡又は開路が存在する場合は、保護回路が 19.5.3 又は 19.6.3 に従って作動しなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 JA JA.1 JA.1.6 JA.3	第 1 部の第十六条に該当する規定によるほか、次による。 （ただし、第 1 部附属書 I 及び JA の規定を除く。） 附属書 JA（規定）追加の安全性要求事項 JA.1 電源供給コードをもつインバータ又は変換器 JA.1.6 電線が口出し線の場合には、導体の断面積が 2 mm <sup>2</sup> 以上でなければならない。 JA.3 接地用電線をもつインバータ又は変換器 接地用電線及び口出し線は、導体の断面積は規定の値以上でなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55001 等の規格を適用する。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7  7.1        附属書 JA  JA.3	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 （ただし、第 1 部附属書 JA の規定を除く。）  箇条 7 表示  7.1 表示する項目  インバータ及び変換器は、第 1 部の 7.2（表示の耐久性及び判読性）の要求事項に従って、規定の項目を容易に消えない方法で明確に表示しなければならない。これらの表示は、はっきりと見えるように、インバータ又は変換器のきょう（筐）体外側に表示しなければならない。  附属書 JA（規定）追加の安全性要求事項  JA.3 接地用電線をもつインバータ又は変換器  接地用電線及び口出し線は、緑と黄との配色によって識別するか、又は容易に消えない方法で接地用である旨を表示しなければならない。	
第二十条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。  一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。  (イ) 製造年  (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）  (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷蔵庫（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。  (イ) 製造年  (ロ) 設計上の標準使用期間  (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-10:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				